「Ai」導入を阻む

BUNGEISHUNJU 2010.8

四個 海绵

**尼鲁烈强烈** 比全是全共

A B B H WILLIAM

NEST TOTAL CONTRACTOR OF THE SECOND S

いまだ年間百万人が死因不明のまま。今こそ「A」の導入を

作家·医師

堂

う書いてから二年が経った。 日本は「死因不明社会」である 私が本誌(〇八年七月号)にそ

化し、腰の重かった霞が関もようやく 病理医の立場から、 死因を精査する)の社会的な導入を訴 像診断。遺体をCTやMRIで検索し (オートプシー・イメージング=死後画 AI導入に舵を切ったようだ。 前回の論文では、私は作家、そして その後、 Aiを取り巻く環境も変 解決策としてAi

だが残念なことに、 現状としては依

> る。そこであらためて問題を提起しよ うと、もう一度筆を執った。 然日本は「死因不明社会」のままであ

読者のために、 会」とは何かについて述べたい。 前回の論文と重なるが、初めて読む まず、「死因不明社

通事故などによる不慮の事故死、さら には犯罪の被害者としての死もある。 とえばがんなどによる病院での死、交 我々は様々な形で最期を迎える。

「死亡診断書」に書かれてある通りで 病院で迎える死の場合、「死因」は

う。 胃がんです」というようなものは、推 測の死因に過ぎない。要するに、死因 とはできない。通常言われる「死因は のである。 不明のまま死亡診断書が書かれている 突発事態で死に至る可能性は常に存在 亡くなることがある。経過と無関係の はないか、と思われる読者も多いだろ するのだ。がんと闘病して後の死とい も、突然の心筋梗塞や脳出血の併発で っても「がん死」とすぐに確定するこ しかし、 さらに、 たとえばがん末期患者で 何らかの医療ミ

うケースもある。 され、そのまま闇に葬られているとい 診療ミスによる本当の死因が看過

どがあるため、それは不可能だ。 を損壊することを望まない遺族感情な 病院で亡くなった際、必ず解剖をす 解剖医のマンパワー不足や、遺体しかし、後にくわしく述べるよう かなりの死因は特定されるだろ

特定されるという。 七五%程度は司法解剖によって死因は が解明される。ある解剖医によると、 一方、事故・事件による「死因」 法医学教室が司法解剖をし、死因 基本的には捜査当局の指示によっ

因が伝わらない限り、社会的には「死 因不明」であることに変わりはない。 ても、遺族にその結果が伝えられない ケースが多く存在している。遺族に死 だが、 たとえ解剖で死因が解明され

押尾学事件の教訓

その典型的な例が、

昨年八月に起き

尾氏が保護責任者遺棄致死で逮捕起訴 (二〇一〇年六月一日現在)。 遺族に伝えられたという報道はない が、容疑者が再逮捕された今も死因が 死因を知りたいと当局に訴え続けた された事件である。被害女性の遺族が した際に、 た。俳優の押尾学氏が合成麻薬を使用 一緒にいた女性が死亡、押

きはない。 う転換が必要だが、現状の司法解剖制 連の死因は、全例オープンにするとい 行われている。このような「捜査」関 開示が捜査現場の恣意的な判断だけで が死因を知っている、もしくは死因の 度下で、 情報が開示されず、捜査関係者だけ それを推し進めようとする動

者だけが行い得ると主張する。 頼主である警察の判断に委ねられてい あり、それゆえ開示の判断は捜査関係 る。そして捜査関係者は、 て司法解剖を行うので、情報開示は依 たる法医学者は警察から個人委託され しか知り得ない情報だから捜査情報で 現状の司法解剖制度では、解剖にあ 死因は犯人

> のだ。 講師殺人事件でも、早い段階から死因 な情報は捜査関係者からしか出ないも ていないが、遺体の殺害状況はセンセ 大生バラバラ殺人事件の犯人は捕まっ は絞殺だと報道されていた。このよう ーショナルに報道されたではないか だが、昨年十一月に起きた島根女子 〇七年三月に発生した、 英国人

「死因」は、保秘が徹底されているわ 定の原則が存在しない、いわば けでもないし、情報公開に関しても (367)

このように、司法解剖制度下でも

地帯。なのだ。

起こした民事裁判で、監察医側が証拠 人のものと判明した。にもかかわら として提出した臓器はDNA鑑定で別 れていないと主張した。そして遺族が ているのに対して、遺族は解剖などさ 事件では、監察医が解剖結果を報告し が神奈川県や監察医を訴えた保土ヶ谷 はモラルハザードが起きている。遺族 無法地帯であるがゆえ、捜査現場で 民事裁判で遺族側の訴えは棄却さ 10

(366)

作るつもりはないか」と問い質した は決まっている。 司法解剖かと問えば、法医学者の答え が、その意欲は薄かった。誰のための 自発的に死因を遺族に伝える仕組みを 法医学者を取材した際、「法医学者が こうした状況に鑑み、私は、とある

託された死因を依頼元に鑑定結果とし て返すだけです」 「われわれは法律に従い、警察から委

ければどうすればいいのかと問うと、 「裁判を起こせば確実です」 司法解剖された遺族が死因を知りた

大な費用をかけて訴訟を起こす遺族が 促進システムですらある。しかし、莫 どれほどいるというのか。 た。こうなるともはや司法解剖は紛争 と答える。私は呆れ果ててしまっ

死因は、 つまり司法解剖において確定された 市民社会に直接還元されな

<

解剖を支配するという社会システムに 解剖例は死因不明社会の大きな要因の る権利だが、それが、捜査当局が司法 は、市民にとって基本的人権に匹敵す ひとつなのだ。司法解剖制度は、市民 よって阻害されているのだ。 と言ってよい。家族の死因を知ること の切ない希望に対し、 い。市民社会の観点から見ると、司法 冷たいシステム

# A制度を導入すると

決する方法はないのだろうか。 では、「死因不明社会」の現状を解

のではない。 決される。しかし、それは現実的なも 開を義務付ければ、死因不明社会は解 すべての死亡例を解剖し、情報の公

法医学者は百二十人、病理解剖をする 五年後には半減する。 も、病理医の半数は五十歳台後半で、 病理医は二千人弱しかいない。しか がある。現在、司法解剖に対応できる まず、解剖ができる医師の数に限界 日本法医学会は

> 学者だけが増える道理があるはずもな なるという驚愕の予測がある中、法医 ず、十五年後には新人外科医がゼロに んでいるが、医師そのものが増加せ 法医学者を増やそうとロビー活動に励

況でも、前述した遺体を損壊すること どできない。さらに、解剖が可能な状 に対する遺族の反対感情の問題もあ 人という死者すべてに対応することな このような現状では、年間百十四万

決策が、 の導入である。 では、どうすればいいのが。その解 以前より主張しているが制度

(368)

らば)「解剖」、 「検死」→「私」→ (死因が不明な 「検死」→「解剖」 という従来の「死因解明」を、

の利点は多い。 解剖と比較して、私による死因究明 という手順に転換すればよい。

い ①遺体を損壊せず、遺族感情に優し

以上、結果報告まで数カ月かかるが、 断が終わる)。 CTなら一分、 ②検査が早い(解剖の施行には半日 MRIなら三十分で診

③検査費用が安い(解剖の十分の 一体二万円で済む)。

対し有用な解決策にもなる。 また、Aiを導入すれば、医療事故に ④マンパワーがある(放射線科医四 人、プラス臨床医三十万人が対応)。

場合、死者を蘇生させる「原状回復」 望むものは「死の真相」「迅速な謝 る点に関しては、CTで診断し、すぐ 罪」「原状回復」である。死亡事例の ない死因」だという現状を伝えられる 判明できなくても、「CTで判別でき に伝えることができる。それで死因が は不可能だが、「死の真相」を解明す ので、ある程度は遺族の要望を満たす 医療事故に遭遇した遺族が病院側に

日本を「死因不明大国」にするな

招かれ心の講演を行なったが、懇親会 死因究明の第一歩にすれば、医療訴訟 を耳にした。私を医療現場に導入し、 と医療裁判が減っちゃうな」と呟くの が「私は素晴らしいけど、導入される の席上、医療訴訟に詳しいある弁護士 という紛争は減少するだろう。 は確実に減少するのだ。 私はかつて東京弁護士会の勉強会に

## 医学界の権益争い

にあるからだ。その元凶が医学界の権 進んでいない。 しかし現状では、AI導入はなかなか 導入を阻むものがそこ

撮影も自分の手で行う、ということだ。 るところは、解剖をする法医学者がAi る。この、同時、という言葉が意味す 剖の補助検査」と位置づけ、 ているのが解剖関連の日本病理学会や "同時"に行うべきだと主張してい 日本法医学会である。彼らは私を「解 Aに関する権益を仕切ろうとし 解剖と

間に謝罪すれば、遺族への最速の謝罪

現場の誠意が伝わり医療訴訟

ことができる。また、AIで死因が判明

死の真相が医療事故とわかった瞬

れるとでも思っているのだろうか。 死因解明の主導権を放射線科医に握ら 師があたるべきであるが、そうなると 本来は私の専門家である放射線科の医

生じる。 二点目は、検視では気がつかなくて る質の低いAが行われてしまうこと。 とでミスが起こり、 の門外漢である法医学者が私を扱うこ が、またもや見逃されるという問題だ。 も、Aiさえやっていればわかった死因 この枠組みでは明らかに問題が二点 一点目については、実際、 一点目は、専門外の入間によ さらにその隠蔽ま 画像分析

(369)

Aの画像の一例を呈示し、 こんなこともあった。ある法医学者が におけるAI導入検討委員会の席上では で起きている状態もある。日本医師会

「この死後画像ではわからなかっ 、解剖で骨折がわかった」 た

ると、同席した放射線科医が即座に、 画像で骨折はわかったはずだ」 「画像診断の専門医が見ていればその と切り返したのである。 と解剖の優位性をプレゼンした。す

無視に近い事をやっている、というこ で画像を見ているため、 では死後画像の診断レポートを作成し 先駆施設・干葉大学医学部法医学教室 となのでしょうか?」とのコメントが から信用せず、 る法医学者は画像診断のことをはじめ のでしょうか? ていないという。担当編集者にそう話 のだが、法医学分野で画像診断導入の したところ、「これはどういうことな また、この委員会で明らかになった 解剖の補助程度の認識 画像診断の素人であ Aに対しては

> あるだろう。 ことは、法医学会に猛省を促す必要が ある一編集者でさえ感じる疑問である 私のような専門家どころか、一般人で に暮れているのが現状なのだ。それが に対する軽視姿勢が理解できずに途方 会で蔓延している「死後画像」の診断 あった。実は正直言って、私も法医学

常識な、 法医学教室にCTが導入されている う仕組みなのだ。 かという事実も闇に葬り去られてしま となっている。つまりファーストチェ 学者が第一読影を行い、 同様で、画像診断の知識に乏しい法医 が、そこでの診断システムも干葉大と いる。大阪と京都では三大学ですでに を、今や全国の法医学教室が見習って ックで見落としても誰も責任を取らな いという医療現場の原則からすると非 診断しておきながら診断書を出さな し、そもそも見落としされたかどう は作成しないという無責任体制 この千葉大法医学教室方式 しかも診断レ

> するべきだ。 な、責任ある画像診断システムを構築 法医学会は、 一日も早く、 公開可能

題が挙げられる。 している。その一例に、診療関連死問 一方、医療現場でも私の運用は混迷

誤などによる診療関連死で、司法の手 「診療行為に関連した死亡の調査分析 ながらこの試みは失敗に終わった。 れた国家プロジェクトだ。だが、残念 ようという発想で年間予算一億円以 上、五年間で七億以上の費用が投入さ が入る前に問題を医療人の手で解決し モデル事業」が行われている。医療過 アップし、日本内科学会が関与する 二〇〇五年から厚生労働省がバック

(370)

「解剖拒否」だった。これは死因解明 だ。にもかかわらず学会はモデル事業 を解剖主体のシステム設計にしたせい きなかった理由で最多なのが、遺族の にしか対応できていないのだ。 たった百五例、しかも希望症例の半数 と言うのも、五年間で扱った症例は 対応で

構』なる一般社団法人を設立した。代 が就任、理事は関連学会の現理事長も 表理事には日本医学会の高久史暦会長 三月、新たに『日本医療安全調査機 の受け皿にするために、わざわざ今年 継続を訴え、症例受付を停止させなが しくは前理事長が着任した。 一方で今年度一億七千万円の予算

効果は五百倍だ。

死に対し、 今後も年間二十例程度の医療事故関連 業の継続が誰の委託によるものかさえ 評価がされておらず、そもそもこの事 上層部からの委託だとしたら、 も明瞭でない。もしこれが学会団体の だが肝心のモデル事業の実績は外部 年一億七千万円の予算を使 彼らは

> 度に移行すれば、一億七千万あれば八 い続けるつもりなのだろうか 解剖ではなく、 A主体の死因究明制

千五百人分の検査ができ、解剖拒否例

にも対応できる。解剖に比べて費用対

行われている行政改革と逆行する姿勢 もせずに残す。これは民主党政権下で させるために社団法人を作り、 ここまで効率の悪いシステムを継続 仕分け

法医学者にも理解者が

Ai制度は今後どうなっていくのだろ

理的には、どう考えても私を導入する る研究会」で議論を重ねているが、 うと、「死因究明制度のあり方に関す れを小田原評定にしてはならない。 という結論しかないからだ。 一月から「死因究明制度」を構築しよ 行政側では、警察庁では二〇一〇年

度への導入を諮問し、私も内閣府の 現場のコミュニケーションを促進す 演した。Aは死因に関し、 「異状死問題を検討する委員会」で講 た裁判員が体調不良で仕事を辞めざる る。裁判員制度で解剖画像を見せられ また、法務省は二年前名の裁判員制 市民社会と

(371)

るからだ。 画像であるためストレスなく閲覧でき生々しい映像ではなく、抽象化されたが、これも私導入で解消する。Aiならが、これも私導入で解消する。Aiなら

は、Ai診断に対し責任を持つ動きが顕 省の役人たちの動きは、まだ鈍い。 医学の側では、日本放射線技師会は を受け、杉村和朗新理事長が就任所信 を受け、杉村和朗新理事長が就任所信 を受け、杉村和朗新理事長が就任所信 を受け、杉村和朗新理事長が就任所信 を受け、杉村和朗新理事長が就任所信 を受け、杉村和朗新理事長が就任所信

しかし没医学者の中にせ記述システム構築の重要性に理解を示す人たちがム構築の重要性に理解を示す人たちがム構築の重要性に理解を示す人たちがム構築の重要性に理解を示す人たちが、長崎大のCT導入の予算をもあるが、長崎大のCT導入の予算をもあるが、長崎大のCT導入の予算をは居本法医学会理事長の英断であろう。他の法医学関連施設も、見習ってもらいた法医学関連施設も、見習ってもらいた法医学関連施設も、見習ってもらいた法医学関連施設も、見習ってもらいた

の存在により、Aiはいっそう中立性との存在により、Aiはいっそう中立性と像読影医が参集し、高度な診断を、遠く読影医が参集し、高度な診断を、遠くには世界トップクラスのAi画報センター』が昨年十二月に創設され断サポートをする一般財団法人『Ai情断サポートをする一般財団法人『Ai情報せいの存在により、Aiはいっそう中立性との存在により、Aiはいっそう中立性との存在により、Aiはいっそう中立性との存在により、Aiはいっそう中立性との存在により、Aiはいっそう中立性との存在により、Aiはいっそう中立性と

トされている。 検討委員会」によって学術的にサポー 検討委員会」によって学術的にサポー う。このAI情報センターは、日本放射 (372) 透明性を高めた検査になっていくだろ )

今こそ制度の転換を

指示し、"死因究明に資する死亡時画厚生労働省の担当部署に政務三役から厚生労働省政務官の足立信也議員は、こうした社会潮流を敏感に察知した

ている。 病理学会、法医学会からの代表者の 塩谷清司氏が講演を行った。同検討会 型の検討会と一線を画したものとなっ 射線技師会でAI推進に全力を傾注して 創設した宮崎耕治同大病院長、日本放 大Aセンター副センター長)の山本正 は、 像診断の活用に関する検討会』を設置 にAの検討会を画策した今村聡常任理 には、私学会、外科学会、内科学会、 二氏と筑波メディカルセンター病院の した。六月十五日の第一回検討会で く関与してきた面々が名を連ね、従来 いる北村善明会長など、実際に私に深 日本医師会で三年に渡り、先進的 Ai情報センター代表理事(元千葉 佐賀大学医学部でムセンターを

らかな誤報である。なぜならこの検討たかのような報道をしたが、これは明たの調査分析モデル事業」から派生した死は、この新しい検討会をあたかも、失は、この新しい検討会をあたかも、失

をはモデル事業と明確に一線を画した ものとして構築されているからだ。そ ものとして構築された医療安全調査委員会 権下で画策された医療安全調査委員会 で、現民主党政権下では当初より、白 で、現民主党政権下では当初より、白 で、現民主党政権下では当初より、白 正確認されていた。にもかかわらず、 三確認されていた。にもかかわらず、 三確認されていた。にもかかわらず、 三確認されていた。 にもかかわらず、 三確認されていた。 にもかかわらず、 三確認されていた。 このモデル事業は旧自民党政 を という意思が再 と 上層部はひたすら延命に奔走してい る。

と思われても仕方がない。と思われても仕方がない。こうした誤解を招きかねない報道る。こうした誤解を招きかねない報道がされているということは、厚生労働がされているということは、厚生労働がされているということは、厚生労働がされているということは、厚生労働がされては官僚主導の目論見だを図る。これでは官僚主導の目論見だを図る。これでは官僚主導の目論見だと思われても仕方がない。

のモデル事業は解剖を主体としている来のモデル事業とは相容れない。従来死亡時画像診断の活用検討会は、従

画像診断が基本で解剖がサポートにな画像診断が基本で解剖がサポートになる。この点で大きくパラダイムシフトを行うことになるが、それは旧来のモを行うことになるが、それは旧来のモを解決することは、現在の死因不明社会問題を解決することは、もはや不可能である。

たのかもしれない。 とのことを、多くの一般市民は理解し始めている。そしてついに厚生労働 と始めている。そしてついに厚生労働 (373)

きたいと思う。